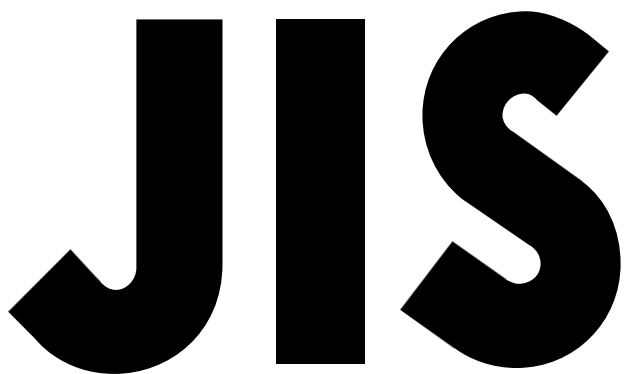




高齢者・障害者等配慮設計指針—
情報通信における機器，ソフトウェア及び
サービス—第4部：電気通信機器

JIS X 8341-4 : 2025

(ICAC/JSA)

令和7年6月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	古 関 隆 章	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	石 田 明	一般社団法人日本電機工業会
	岡 本 正 英	IEC/SMB 委員 (株式会社日立製作所)
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	河 合 和 哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	高 橋 弘	IEC/CAB 委員 (富士電機株式会社)
	田 中 宏 和	広島市立大学
	田 辺 恵 子	主婦連合会
	野 田 耕 一	一般財団法人日本規格協会
	林 祥一郎	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 本 俊 郎	東京大学
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会
	山 地 理 恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	横 倉 里 美	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.10.20 改正：令和 7.6.20

官 報 掲 載 日：令和 7.6.20

原 案 作 成 者：情報通信アクセス協議会

(〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 21-7 HF 日本橋兜町ビルディング 一般社法人情報通信
ネットワーク産業協会内 ICT 機器部 TEL 03-5962-3452)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒
100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審
議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般原則	3
5 企画、開発及び設計における要件	4
5.1 一般	4
5.2 電気通信アクセシビリティ確保のためのアプローチ	4
5.3 基本方針	5
5.4 開発プロセスに関する活動	5
6 電気通信機器及びサービスの操作及び利用に関する共通要件	7
6.1 操作	7
6.2 設置、接続及び設定	9
6.3 心身の安全性	10
6.4 情報セキュリティ	11
6.5 コンテンツ利用の権利	12
6.6 代替手段	12
6.7 電話リレーサービス	12
6.8 機器個別の要件	13
7 機器に関する共通要件	13
7.1 入出力インタフェース	13
7.2 機器本体の形状及び構造	20
7.3 外部接続部	21
7.4 無線による周辺機器との外部接続	21
7.5 用語、アイコン及び図記号	22
7.6 インタフェース仕様の公開	22
7.7 機器個別の要件	23
8 電気通信サービスに関する要件	23
8.1 双方向電気通信サービス	23
9 電気通信プラットフォームサービス	24
9.1 代替メディア	24
9.2 メディア変換	24
9.3 マルチメディアコンテンツ情報の代替	24
9.4 電気通信機器の識別	25
9.5 緊急通信	25

	ページ
10 電気通信サービスの仕様	25
11 サポートに関する要件	25
11.1 取扱説明書	25
11.2 電気通信アクセシビリティ情報の公開	26
11.3 教育	26
11.4 サポート窓口	27
附属書 JA（規定）固定電話機の配慮要件	28
附属書 JB（規定）携帯電話機の配慮要件	30
附属書 JC（規定）ファクシミリの配慮要件	33
附属書 JD（規定）テレビ電話機の配慮要件	36
参考文献	39
附属書 JE（参考）JIS と対応国際規格との対比表	41
解 説	46

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、情報通信アクセス協議会（ICAC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 8341-4:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 8341 規格群（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス）は、次に示す部で構成する。

- JIS X 8341-1** 第 1 部：共通指針
- JIS X 8341-2** 第 2 部：パーソナルコンピュータ
- JIS X 8341-3** 第 3 部：ウェブコンテンツ
- JIS X 8341-4** 第 4 部：電気通信機器
- JIS X 8341-5** 第 5 部：事務機器
- JIS X 8341-6** 第 6 部：対話ソフトウェア
- JIS X 8341-7** 第 7 部：アクセシビリティ設定

白 紙

高齢者・障害者等配慮設計指針— 情報通信における機器、ソフトウェア及び サービス—第4部：電気通信機器

Guidelines for older persons and persons with disabilities— Information and communications equipment, software and services— Part 4: Telecommunications equipment

序文

この規格は、2007年に第1版として発行された **ITU-T F.790** を基とし、日本国内の法規への対応のため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA～附属書 JD** は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JE** に示す。ただし、この規格は、**図 JE.1** に示すとおり、対応国際規格の箇条構成を変更しているが、箇条構成の変更に関する箇所に対しては、側線又は点線の下線は施していない。

1 適用範囲

この規格は、高齢者及び障害のある人々又は一時的な障害のある人々を含む可能な限り広範にわたる能力の人々（以下、高齢者・障害者という。）のアクセシビリティを確保するために、あらゆる形態の電気通信機器、ソフトウェア及び関連電気通信サービス（以下、電気通信機器・サービスという。）の標準化、企画、開発、設計及び流通に関する一般指針を提供することを目的としている。

ITU-T は、長年にわたり、特定の規格を作成する際、障害者のニーズに対応してきた。電気通信機器・サービスのアクセシビリティを実現することは、人道的な側面だけでなく、経済的な側面からも道理になっている。最も明白な理由は、潜在的顧客の拡大である。高齢者・障害者が製品及びサービスを利用できるようにする機能は、その他の人々にとっても製品及びサービスを便利で使いやすいものにすることが多い。

この規格の目的は、よりアクセシビリティの高い機器及びサービスを提供することを通じて、高齢者・障害者のニーズを支援する **ITU-T** の取組の一部を構成することである。この規格が提供する情報は、高齢者・障害者のニーズに対応した規格を作成する際に配慮すべき問題点を明確にするものである。これらの規格を作成する過程において、高齢者・障害者などの広範にわたる利用者に積極的に参加してもらい、利用者及びタスクの要件を明確に理解することが必要である。特に、余分な作成コストを削減又は除去するためには、規格の作成過程の後期でなく、早期からニーズに取り組むことが望ましい。

また、アクセシビリティを実現する設計手法が全てを解決するとは限らないことに注意する必要がある。